（博物館法施行規則の一部改正）

第六条　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「印」を削る。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改め、「印」を削る。

（著作権法施行規則の一部改正）

第八条　著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（第十一条において「対象規定」という。）は、これを削る。

改正後	改正前
別記様式第三 実　名　登　録　申　請　書 収　入 印　紙 年　月　日 文化庁長官　　殿 1～5　［略］ 6　申請者 住所（居所） 氏名（名称） 代理人 住所（居所） 氏名（名称） 7　［略］ 〔備考〕 1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21.0㎝、縦29.7㎝）の大きさとする。 2～7　［略］ 8　「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載する。 9　［略］ 10　代理人によらないときは「代理人」は記載するには及ばない。 ［項を削る。］ 11～12の３　［略］ 13　訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。	**別記様式第三** 実　名　登　録　申　請　書 収　入 印　紙 年　月　日 文化庁長官　　殿 1～5　［同上］ 6　申請者 住所（居所） 氏名（名称）　㊞ 代理人 住所（居所） 氏名（名称）　㊞ 7　［同上］ 〔備考〕 1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21.0㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、２葉以上であるときは左とじとし、各葉のつづり目に割印する。 2～7　［同上］ 8　「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。 9　［同上］ 10　代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」は記載するには及ばない。 10の２　「申請者」の欄の印は、本人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもつて代えることができる。また、代理人によるときは、代理人の印は、代理人の署名（法人にあつては、代表者の署名）をもつて代えることができる。 11～12の３　［同上］ 13　訂正をしたときは、訂正部分に印を押し、右の余白に訂正字数を記載する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記様式第四から別記様式第八の二までの様式中「㊞」を削る。

（技術士法施行規則の一部改正）

第九条　技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。